



## 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定されており、国内最大の感染症として抜本的な対策が求められている。その中には、輸血、血液製剤の投与、注射針・注射筒を連続使用した集団予防接種の医療行為など、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も多く含まれている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、既に肝硬変、肝がんに進展した患者は、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している状況にある。

平成20年度から、国の新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」がスタートしたが、法律の裏づけがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。このため、適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要である。

よって、国においては、肝炎対策のための基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣  
厚生労働大臣

厚木市議会議長 石井 恒雄